

# 各都道府県及び保健所設置市における産業廃棄物の処分等に係る税の実施状況及び検討状況について

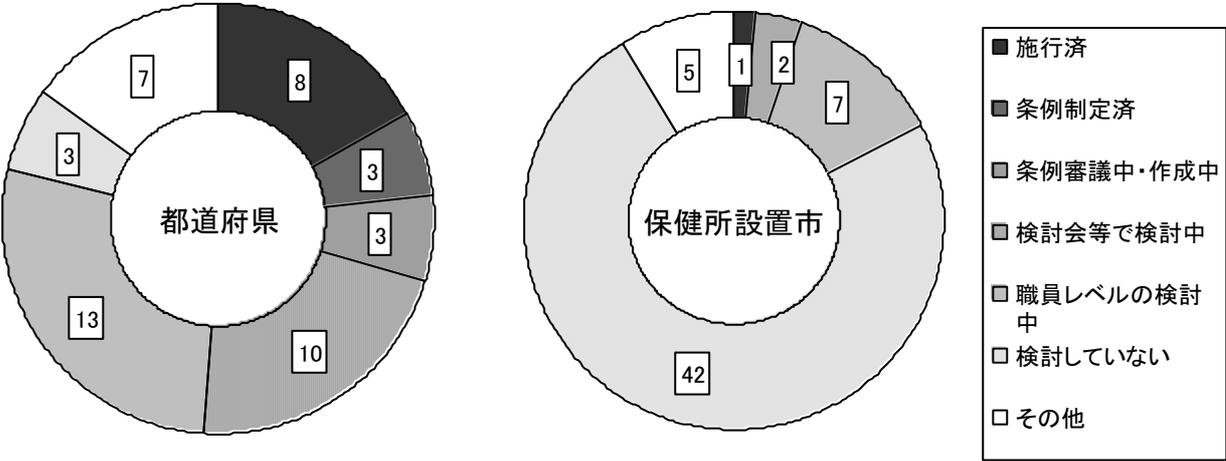
調査時期施：平成16年1月  
 調査対象： 43都道府県（第8回の会議で導入状況を報告した三重県、鳥取県、岡山県及び広島県の4県を除く。）・57保健所設置市  
 （なお、以下の調査結果のうち数値データには、4県を含む。）

## 1 税の導入・検討状況

産業廃棄物の処分等に係る税（以下「産廃税」という。）については、既に8県1市（三重県、鳥取県、岡山県、広島県、北九州市、青森県、岩手県、秋田県及び滋賀県）で施行されており、3県（新潟県、奈良県及び山口県）で既に条例が制定され、3府県（宮城県、京都府及び長崎県）で条例案の作成に入っている。

都道府県の場合、上記14府県の外、10団体において検討会等での検討が実施されている。一方、保健所設置市では、北九州市で課税が始まった以外では、条例案の作成の段階までに達した市はなく、42市においては、検討していないとの回答であった。これは、岡山県や広島県のように県内の保健所設置市のエリアで処分された産業廃棄物も都道府県が課税対象とするケースがあることにもよると推定される。

図1 産廃税の実施・検討



## 2 税の概要

既に実施済み、又は具体的な案が固まった自治体における税の概要は以下の表のとおり。

区 分	事業者申告納付方式	最終処分業者 特別徴収方式
概 略 図		
課税客体	産業廃棄物の中間処理施設又は最終処分場への搬入	最終処分場への産業廃棄物の搬入
課税標準	最終処分場への搬入 当該産業廃棄物の重量 中間処理施設への搬入 当該産業廃棄物の重量に処理係数を乗じて得た重量	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量
納税義務者	産業廃棄物を最終処分場又は中間処理施設へ搬入する事業者	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者
地方公共団体名	(施行) 三重県・滋賀県	(施行) 鳥取県・岡山県・広島県・青森県・岩手県・秋田県 (施行予定) 奈良県・山口県・新潟県 (検討) 宮城県・京都府

区 分	最終処分業者 課税方式	焼却処理・最終処分業者 特別徴収方式
概 略 図		
課税客体	最終処分場における産業廃棄物の埋立処分	焼却施設及び最終処分場への産業廃棄物の搬入
課税標準	最終処分場において埋立処分される産業廃棄物の重量	焼却施設及び最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量
納税義務者	最終処分業者及び自家処分事業者	焼却施設及び最終処分場へ産業廃棄物を搬入する排出事業者又は中間処理業者
地方公共団体名	(施行) 北九州市	(検討) 福岡県、長崎県

各府県の制度とも、基本的には府県内の保健所設置市において処分される産業廃棄物も課税対象となるが、福岡県の場合のみ、北九州市の環境未来税に係る課税標準量を控除することとしている。

また、15府県中、事業者申告方式を採用している2府県（三重県及び滋賀県）において、納税義務を課す事業者の排出量に一定の下限を設けているが、他の方式においては、事業者の規模に応じた除外規定は設けられていない。また、排出事業者が自ら処理する場合を課税対象外としている都道府県が6府県（三重県、鳥取県、広島県、青森県、滋賀県及び山口県）あった。

図2 事業者の規模に応じた除外規定

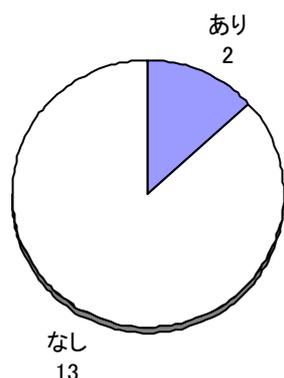
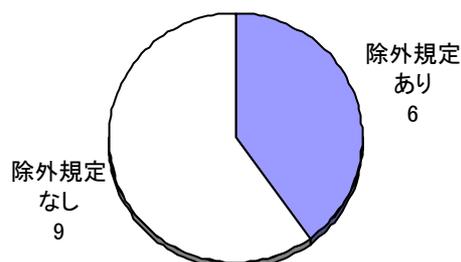


図3 排出事業者（最終処分業者が特別徴収義務者の場合、中間処理業者を含む。）の自ら処理の除外の有無



### 3 税の使途について

回答のあった14府県市（三重県等4県を含む。）のうち、13団体において民間事業者に対する技術開発や施設整備の助成費に充当するとされている。また、処理施設の周辺整備事業に充当すると回答した団体は5団体あり、不法投棄された産業廃棄物等の撤去に充てることとした団体が1団体あった。

税収については、いずれも一般会計に充当し、基金を設置することによって使途を明確にするとの回答が多かった。

また、保健所設置市が行う不法投棄監視の強化施策に対して、税収の一部を補助（又は交付）することを検討している県もあった。

使途の種別		該当団体数
1	民間事業者が行う減量化のための技術開発や施設整備への助成	13
2	優良な処理業者の育成	7
3	自治体が行う減量化、リサイクル等のための技術開発や調査	6
4	処理施設の周辺整備事業（公園等）への助成	5
5	監視体制の強化等の不適正処理未然防止対策	8
6	普及啓発活動	6
7	その他	
	産業廃棄物処理情報の共有化の推進	2
	リサイクル関連情報の提供	1
	再生製品市場形成	1
	環境リサイクル産業の育成・振興	1
	不法投棄された産業廃棄物等の撤去	1

#### <参考> 税収見込みについて

県市名	税収(a)	(参考)一般会計予算規模(b)	(a/b)
青森県	54百万円	8千億円	0.007%
岩手県	1億円	8千億円	0.012%
宮城県	4億円	8千億円	0.049%
新潟県	3億1千万円	1兆3千億円	0.024%
三重県	1億3千万円	7千億円	0.019%
滋賀県	5千万円	5500億円	0.009%
鳥取県	8百万円	4千億円	0.002%
岡山県	8億7千万円	7千7百億円	0.113%
広島県	6億4千万円	1兆円	0.060%
山口県	3億9千万円	7800億円	0.050%
福岡県	6億円	1兆5千億円	0.004%
北九州市	3億円	5300億円	0.057%

（注）税収見込みの年度と一般会計予算規模の年度は必ずしも一致していない。

（参考）全国のごみ処理事業費総額 2兆3708億円（平成12年度）

## 4 効果の測定について

(1) 排出量や排出抑制施策による抑制量については、次のような手法により把握する（予定を含む。）との回答があった。

### <事業者申告納付方式により課税する団体>

- 毎年度の排出事業者からの多量排出事業者報告や処理業者からの処理実績報告による。
- 申告納付方式のため、税務調査時には処理委託等における支払伝票や経営諸帳簿により把握

### <最終処分業者特別徴収方式により課税する団体>

- 県内の多量排出事業者及び処理業者から毎年報告される実績報告書を基に、排出量を推計。
- 埋立量を毎年度調査し、この推移により抑制量等を把握。また、最終処分業者からの申告に際して提出させる明細書に搬入物の種類ごとの数量を記載させ、条例により搬入物の数量等を記載した帳簿を保存するよう規定しており、突合はそれにより行う。
- 廃棄物処理計画における排出抑制の目標値の設定、処理実態調査の実施、処理実績報告により、排出量及び処理量を把握。課税段階における排出量の把握は、廃棄物処理法により記載が義務づけられている帳簿及び産業廃棄物管理票により確認。また、税条例によっても帳簿の記載を義務づけている。

### <最終処分業者課税方式により課税する団体>

- 最終処分業者からの実績報告に基づく種類別等の埋め立て量から抑制量を把握

(2) 都道府県（保健所設置市）外からの流入量や都道府県（保健所設置市）外への流出量については、16団体中11団体で把握しているとの回答があり、その具体的把握方法は、以下のとおりである。

- 産業廃棄物処理業者の処理実績報告を解析することにより、県外からの産業廃棄物の搬入については把握している。
- 県外からの産業廃棄物の搬入について事前協議制度を設けているため、県外から流入量についてのみ把握している。
- 県外への流出量については、現在は把握していない。今後、産業廃棄物実態調査により把握予定。
- 県外への流出量は、環境省の「廃棄物の広域移動対策検討調査及び廃棄物等循環的利用量実態調査報告書」のデータを参考とする。

## 5 制度構築にあたっての調整について

(1) 他都道府県等との広域な連携や調整については、次のような事例の回答があった。

- 産業廃棄物が広域的に移動することや不適正処理があった場合には環境への影響が広範囲に及ぶことなども考慮し、隣接県と連携し、同一の仕組みにより制度化した。
- 条例制定に当たり、隣接県と制度内容の調整を図る必要があると考え、事前に当県の方針や制度概要を各県に説明した上で、各県の検討状況について調査を行ったところ、当面の導入の動きはなかった。そのため、当県のみで制度化を行った。産業廃棄物処理業者の処理実績報告を解析することにより、県外からの産業廃棄物の搬入については把握している。
- 施行規則において二重負担調整（課税免除）規定を設けている。制度設計にあたって意見交換や処理実態についての情報交換を行っている。
- 周辺県との研究会において研究を行ったところであるが、中国五県においては、鳥取・岡山・広島県が課税方式の調整を行った中国五県の総務部長会議の調整結果を、その後の検討の参考とすることとした。
- 九州各県との広域連携を検討している。

(2) 排出事業者並びにその団体及び許可業者並びにその団体との事前の調整等については、次のような事例の回答があった。

- 有識者、事業者団体及び消費者団体の代表者で構成する検討会議を設置し、課税案に関する意見等を聞いた。
- 課税案に関する事業者等を対象とした説明会を県内各地で開催した。
- 課税案に関するパブリックコメントを実施した。
- 県内各産業団体と頻繁に意見交換を行った。
- 産業廃棄物協会、最終処分業者に説明し、意見を聴取した
- 主要な排出事業者に個別説明を実施した。

(3) 特別徴収方式をとっている場合、納税義務者（中間処理業者）から排出事業者への適正な税額転嫁を確保するために、次のような具体的対策を講じているとの回答があった。

- 中間処理料金への産業廃棄物税相当額の適正な転嫁が行われるよう、説明会や広報誌などを利用して周知した。
- 産業廃棄物協会において、中間処理による産業廃棄物の減量化の目安となる標準的な減量化率を示した。

- パンフレット等の作成や広報媒体（縣市町村広報、テレビ、ラジオ、地元紙）を通じて制度の周知を行った。
- 中間処理される産業廃棄物の処理前、処理後の減量化率を調査し、公表することで円滑に適正な税額転嫁がなされるよう促す。

## 6 検討会に対する主な要望

今後の検討会の運営については、15の自治体から意見が寄せられた。その中の主な意見を分類して整理する。

### <目的や方式の統一について>

- 産業廃棄物に係る税に関しては、地域の状況に応じて検討すべきものであり、全国的に一律の制度とすることには疑問がある。
- 「保健所設置市にあっては、産廃税の課税主体及び税収の用途に関して道府県税との調整が必要である。この場合、税の実質的負担者（排出事業者）と課税段階での形式的負担者（納税義務者）の所在の不一致や、負担者と施策対象者の所在の不一致が生じる場合があり、全国画一的には扱えない事情があるため、各地域の事情が反映できるようにしてほしい。」と税担当部局から要望がある。
- 産業廃棄物税は、地域の実情に応じた環境施策を積極的に推進するための法定外目的税として最もふさわしいものであり、産業廃棄物処理場の地域的偏在性等を勘案すれば、どのような税として仕組むかは、各地方公共団体の自主性に任せるべきである。
- 地方税レベルでの検討ではなく、国レベルでの検討が必要。
- 産業廃棄物への課税については、発生抑制の観点などから賛成するものであるが、産業廃棄物は広域で移動するものであるので、自治体間で差異があることは望ましくない。国主導による制度の確立が望ましいと考えている。

### <税の効果、影響の把握について>

- 「中間的な論点整理」の「5 今後の検討に当たって」に記載されている、産業廃棄物に係る税についての税収の具体的な用途や、その効果や影響についての実証的なデータに基づく分析を検討会で行っていただきたい。
- 最終処分への課税により、最終処分量が減ってリサイクル量が増えるのか、また近年、新たな環境産業として取り組みが進んでいるリサイクル業者に対してどのような影響（リサイクル量が増えるという好影響、排出事業者へ価格転嫁しにくいという悪影響）が現れるかについて、検討していただきたい。
- 産業廃棄物税を既に導入している県における政策効果、生じている問題点、課税逃れを防ぐための手法などを整理されたい。

- 施策として効果の得られる税率を設定するための標準モデルのようなものの設計をされたい。
- 産業廃棄物税を課税することによる不法投棄等の影響についての具体的な試算・分析手法について検討を要望する。

#### <税の制度設計について>

- 税を導入するのであれば、三重県の排出事業者が直接申告して納税する方式にすべき。
- 民間事業者の倒産等により未処理廃棄物が放置される事例や最終処分場における不適正処分の事例への対応として、税の一部を不適正案件への対応資金として活用できるような制度の検討をお願いしたい。
- 都道府県が産業廃棄物税を施行した場合、そのエリアにある保健所設置市に対する措置等を教示していただきたい。

#### <その他>

- 県外搬入に係る経済的手法でもある環境保全協力金についても議論をお願いしたい。
- 産業廃棄物の処理にかかる税金のみでなく、施設の新規立地等にかかる税金の可能性についても検討していただきたい。

各都道府県・各保健所設置市からの回答内容

都道府県 ・ 保健所設置市	検討状況						検討の経緯
	施行済	条例制定済	条例審議中・作成中	検討会等で検討中	職員レベルの検討中	検討していない その他	
1 北海道							H12.2 知事の道政執行方針において、「北海道らしい地方税のあり方についても検討してまいりたい。」との発言 H12.12 民間有識者で構成される「北海道らしい地方税のあり方に関する調査研究会」から、二つの環境目的税（産廃税と炭素税）についての提言 H13.12 「北海道環境審議会」から、「経済的手法を用いた環境政策のあり方」について、「税・課徴金の導入に向けた検討を進めるべきである。」との答申 H14.3 「産業廃棄物循環的利用促進税」及び「地球温暖化対策」について「環境目的税の導入に向けた道の考え方」として取りまとめ H15.3 北海道議会定例会で否決
2 青森県							16年1月1日施行 首都圏からの産業廃棄物に起因する不適正処理事象が発生したことなどを踏まえ、循環型社会の形成に向けた産業廃棄物の発生抑制やリサイクルの促進を図るため、新たに経済的手法を活用した産業廃棄物対策を進めることとした。
3 岩手県							16年1月1日施行 循環型地域社会の形成のためには規制的手法だけでは限界があり、経済的手法も活用し、3Rを実現する制度的な仕組みが有効かつ必要と考えたため。
4 宮城県							16年2月議会上程予定 北東北3県（青森・岩手・秋田県）が、平成14年12月に共同で産業廃棄物税条例を制定したことから、隣接する本県においても影響が出ることが懸念されたこと、循環型社会の実現を図るためには、従来の規制的手法と普及啓発のほかに、経済的手法の導入が必要と考えたため。
5 秋田県							16年1月1日施行 産業廃棄物に起因する問題がクローズアップされている中で、これまでの規制的手法に加え、産業廃棄物の排出に一定の経済的負担を求めることによって発生抑制等を図る方策を、北東北三県が共同歩調で検討をはじめたことによる。
6 山形県							山形県の豊かで美しい恵まれた環境を県民のかけがえのない資産として、後世に引き継いでいくことが県行政の重要な責務となっていることから、環境の保全及び創造に関する施策の一層の充実を図っていくことを目的として、産廃税を含めた課税自主権の活用等について検討を始めた。
7 福島県							議会 上程時期は未定 平成14年12月25日に福島県環境審議会が「福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例」の制定について答申した際に、「産業廃棄物の適正な処理を確保するため、これまでの規制的手法だけではなく、産業廃棄物税等の経済的手法の導入について検討する必要がある。」との提言を行ったこと。
8 茨城県							周辺の自治体において産業廃棄物税が導入された場合には、処理費用の面から課税されない自治体への廃棄物の搬入が予想されることから、導入された場合のメリットや手続について検討。
9 栃木県							
10 群馬県							
11 埼玉県							埼玉県にあった環境政策にふさわしい環境税について検討するため、部内に検討会議を設置し検討を始めた。（産廃税に限らず広く検討している。）
12 千葉県							地方分権一括法の制定に伴い地方の課税自主権が拡充されたことを受け、平成12年度に検討を行ったが正案には至らなかった。その後平成14年度に設置した千葉県財政研究会による提言を受け（H15.3.28）検討を行っている。
13 東京都							平成13年11月の七都県市首脳会議で産業廃棄物税の一斉導入を知事が提案。
14 神奈川県							
15 新潟県							16年4月1日施行予定 地方財政制度改革検討の一環として、平成12年に庁内に総務部長とトップとする税制研究会を設置し、その中で、大量生産・大量消費・大量廃棄型社会からの脱却を図るため新税等の検討が必要であるとの問題提起があり、知事をトップとする地方税制制度検討委員会での議論を経て、産業廃棄物税の検討が具体的に始まった。
16 富山県							富山県では、税務課が中心となって、課税自主権を活用した施策の推進や新たな財源確保方策について検討しており、環境問題や地域交通問題など幅広い分野の一つとして、産業廃棄物税のあり方についても検討を行った。
17 石川県							
18 福井県							H12年度…税務担当職員による自主課税の庁内研究会 H13年度…日本まんなか共和国・知事サミットの提案をうけ、4県共同の研究会を開催、検討。
19 山梨県							地方分権を推進するための課税自主権のあり方や、環境政策を推進するための一環として、産業廃棄物の適正処理等を推進するための法定外目的税の検討を、平成12年7月に設置した「山梨県地方税制研究会」において行った結果、継続検討となった。
20 長野県							職員レベルで事例研究中 法定外目的税について、全庁的な研究を始めたこと。
21 岐阜県							岐阜県では、かねてから廃棄物対策を県の重要施策に掲げ、県民総ぐるみでこの問題に取り組むこととし、このうち産業廃棄物の発生抑制、減量化、リサイクルの推進については、地域、あるいは業界単位での自主的な取り組みを促してきた。しかし、本県においても、最終処分場の残余容量の逼迫や、それによる県外への搬出、多発する不法投棄等の不適正処理対策など、産業廃棄物を取り巻く緊急の課題も多く、さらには、隣接の三重県で産業廃棄物税の課税が実施された場合の産業廃棄物の流入等の懸念から、平成13年9月、庁内の関係課長で構成する「岐阜県税制研究会」において検討に入った。
22 静岡県							検討の結果、当面導入しないこととした。 1 平成11年9月・県地方税制度等研究会の法定外新税等研究部会で産業廃棄物埋立税を含む法定外目的税候補を選定 2 平成12年4月 - 地方分権法施行、地方税法改正により法定外目的税創設可能となる 3 平成12年6月 - 法定外新税等研究部会で産業廃棄物埋立税等の具体化を検討 4 上記部会において、産業廃棄物埋立税について次のとおり検討結果をまとめる。 結論「現段階においては、本県での導入は困難と考える。」 理由 産廃は全国的に移動する性格をもっている。 本県においては、他県への搬出量が搬入量を上回っている。
23 愛知県							地方分権一括法の施行に伴い地方税法が改正され、法定外目的税が創設されたため、県としては「地方税制に関する研究会」を設け、課税自主権の検討を環境関連税制を中心にに行った。その結果、地球温暖化、大気環境、水環境、産業廃棄物の4つの対策について検討され、このうち産業廃棄物対策については「産業廃棄物に係る税の導入の検討が考えられる。」とされた。
25 滋賀県							16年1月1日施行 平成12年11月に開催された第1回日本まんなか共和国（福井、岐阜、三重、滋賀）知事サミットにおいて産業廃棄物税の情報交換等について合意があったこと。
26 京都府							16年2月議会上程予定 地方分権時代にふさわしく、行政サービスと税負担の関係が確に反映されるような税制を検討しようという趣旨で設置された「京都府税制検討会」において、政策目的達成手段としての法定外目的税の一つとして検討を始めた。 その後、「環境と産業活動に関する研究会」において具体的な検討を実施し、平成15年11月「京都府における産業廃棄物税の在り方」をまとめた。
27 大阪府							平成12年度に庁内の「課税自主権の活用検討委員会」で産業廃棄物の埋立への課税を検討。以後、近畿ブロック知事会広域政策課題研究会での合同検討や庁内関係室課による検討が続いている。

都道府県 保健所設置市	検討状況						検討の経緯	
	施行済	条例制定済	条例審議中・作成中	検討会等で検討中	職員レベルの検討中	検討していない その他		
28	兵庫県						平成13年11月、学識者を構成員とする「兵庫県税制研究会」(委員長：齊藤 慎 大阪大学大学院教授)が設置され、「兵庫県にふさわしい課税自主権の活用」のあり方について検討がなされ、平成14年11月に報告書が提出された。報告書においては、産業廃棄物抑制のための税について、「他府県の動向を注視しながら、近畿府県において、広域的な導入の可能性等も含め、共同で検討を進めるべきである」との検討結果が示されており、そうしたことを踏まえて、近畿ブロック知事会議産業廃棄物問題研究会等で引き続き検討を進めているほか、内部的に課題を整理している。	新たな財源確保及び政策手段としての活用の観点から、法定外普通税、法定外目的税、超過課税等の課税自主権の活用可能性について検討するため、兵庫県税制研究会を設置し、環境保全、地域振興等の各種政策課題について、本県の現況や法制度の問題点、行政施策の内容を踏まえ、16項目の税について検討を行った。その中で、産業廃棄物の排出抑制、産業廃棄物の最終処分抑制、中間処理の促進、リサイクルの促進等を図るため、産業廃棄物の排出に対する税、産業廃棄物の最終処分に対する税についても検討が行われた。
29	奈良県						平成12年4月、地方分権一括法が施行され、法定外目的税が設けられたことを受け、循環型社会の構築に向けて、税制度においても、産業廃棄物の排出抑制、再生利用、減量その他その適正な処理を推進していくため、導入を検討	
30	和歌山県						平成14年度に外部委員も交えて検討したが、更なる検討が必要という結果になった。	課税自主権の拡大を契機に、和歌山県らしい税財源充実確保策を検討する。
32	島根県						平成16年6月議会上程予定	産業廃棄物の発生抑制、再生利用の促進を図る必要が生じたため、隣接県で税の導入が開始されたため。
35	山口県						平成16年4月1日施行予定	地方分権一括法において地方団体の課税自主権の拡充が図られる中で、「地方税制検討会」(庁内検討会)を設置し、山口県において可能性があると考えられる法定外税等として、産業廃棄物課税など4つについて、平成14年3月に中間的な取りまとめを行った。これに基づき、総合的な観点から、具体的な検討を行うため、平成14年4月に各界の有識者で構成する「山口県税制懇話会」を設置し、産業廃棄物課税等について個別検討の後、産業廃棄物対策が優先性・緊急性の高い課題であることや課税目的が明確であることなどから、産業廃棄物課税に絞って、より具体的な検討が行われた。
36	徳島県						平成15年6月に開催された四国知事会議において、産業廃棄物税について香川県知事から提案があり、4県が可能な限り協議して取り組むこととなった。	
37	香川県						平成12年5月に庁内組織である「県自主税財源研究会」を設置して新税に関する検討を進めた。そして、本県では「環境立県」を目指しており、環境問題への取組みを一層進めて行くため、「産業廃棄物税(仮称)」と「水環境保全税(仮称)」の二税について検討を進めることとした。	
38	愛媛県						14年度に開催された四国知事会での合意に基づき、14年9月に「循環型社会構築四国連携協議会」を設立し、知事会議で話題になった産廃税の導入についても検討を開始した。	
39	高知県						産業廃棄物の発生抑制のため。(現在、循環型社会四国連携協議会研究会で検討中)	
40	福岡県						平成12年4月に施行された地方分権一括法により、地方自治体の課税自主権が拡大されたことを踏まえ、同月に職員による「福岡県税制研究会」を設置し、この中で検討を開始した。	
41	佐賀県						地方分権一括法の施行による地方自治体の課税自主権の拡充を背景として、平成12年3月、「佐賀県法定外普通税等導入検討会」を設置。同検討会の法定外税の活用方策の調査研究を受け、平成13年11月、新たに「佐賀県産業廃棄物税制検討会」を設置した。	
42	長崎県						平成12年6月：税収対策研究会(県税若手職員、事務局：税務課) 平成14年5月：産業廃棄物税制研究会(事務局：税務課) 平成14年7月：長崎県産業廃棄物税制検討会(庁内組織) 平成15年4月：長崎県産業廃棄物税制懇話会(有識者等)	
43	熊本県						庁内で取りまとめた構想について、外部有識者等による検討会議から提言を頂き、現在庁内で検討しているところ	・ H12年4月の地方分権一括法施行による法定外目的税が創設されたこと。 ・ 熊本県環境基本計画の中で産業廃棄物に関する法定外目的税の導入の可能性について検討課題とされていること。
44	大分県						平成16年6月議会上程予定	廃棄物の増大に対し、最終処分場の立地難を背景とした残余容量の逼迫。近年いくつかの自治体で導入が進められている産廃税についてH12.7.に九州地方知事会の地方税制研究会で検討が始まった。大分県でもH14.7.から庁内研究会で検討を重ね、経済的手法として税制の活用が有効であることを確認した。
45	宮崎県						平成16年議会上程予定	九州地方知事会で、九州各県共同して産業廃棄物に関する税の導入することとされたため。
46	鹿児島県						地方分権一括法における地方税法の改正による法定外目的税の創設など課税自主権が拡大されたことを受け、「地方分権にふさわしい地方税財源の充実と政策的な必要性等を庁内の研究会において検討を開始した。	
47	沖縄県						九州知事会における産業廃棄物税の九州広域での導入検討とともに、本県の管理型最終処分場の逼迫により公共が関与した最終処分場の確保のための対応が求められていることを踏まえ、産業廃棄物の排出抑制、再生利用等を一層促進する観点から経済的手法の導入検討が必要であるため。	
50	旭川市							
51	札幌市							
52	函館市							
53	小樽市							
54	仙台市						宮城県において作成中	
55	千葉市							
56	横浜市							
57	川崎市							
58	横須賀市							
59	新潟市							
60	金沢市							
61	岐阜市							
62	静岡市							
63	浜松市							
64	名古屋市							
65	京都市						税担当部局において、地方分権が進展する中で「ふさわしい税制」の研究が行われており、その一項目として議論にあがっているもの。	
66	大阪市							

都道府県 保健所設置市	検討状況							検討の経緯
	施行済	条例制定済	条例審議中・作成中	検討会等で検討中	職員レベルの検討中	検討していない	その他	
67	堺市							
68	東大阪市							
69	神戸市							外部の学識経験者による「神戸市税財政研究会」の平成14年7月研究報告において4新税案のうち一つとして提案がなされた。現在は同研究報告において指摘された課題を税務部局において検討中
70	姫路市							
71	尼崎市							
72	和歌山市							検討したが導入には至らなかった。
73	広島市							
74	呉市							広島県条例として施行されており、市単独で検討はしていない
75	下関市							山口県が16.4.1施行予定
76	北九州市							15年10月1日施行 本市のあるべき税財政について自由な立場で幅広い視点から検討を行うために設置した、有識者で構成する北九州市「税のあり方」研究会(平成12年4月設置)から、「環境未来都市」の創造を目指し、様々な環境施策に積極的に取り組んでいる本市にとってもっともふさわしい法定外目的税として提言を受けたことによる。
77	福岡市							本市において税財政システムのあり方等を調査研究する中で、独自課税の検討を行った際、検討可能な分野の一つとして産業廃棄物対策が取り上げられた。
78	大牟田市							
79	長崎市							
80	佐世保市							
81	熊本市							県レベルで検討
82	鹿児島市							
83	岡山市							
84	宇都宮市							環境施策を実施する特定財源を確保することの他に環境負荷の低減のために検討を始めた。
85	富山市							平成14年6月 納税課、環境政策課等の関係課で、産業廃棄物税の導入の可能性について調査研究を開始。 平成15年7月 「庁内税財源研究会」を設置
86	秋田市							秋田県が平成16年1月1日から施行した産業廃棄物税条例が秋田市にも適用されていることから当市独自では検討していない
87	郡山市							
88	大分市							
89	松山市							
90	豊田市							最終処分場など廃棄物処理施設の集中立地をある程度制限し、地域環境の保全を行うため。
91	福山市							
92	高知市							
93	宮崎市							
94	いわき市							
95	長野市							
96	豊橋市							
97	高松市							
98	相模原市							
99	西宮市							
100	倉敷市							岡山県が、税条例を施行しており、市としては検討を行っていない。なお、保健所設置市に対する補助金がある。
101	さいたま市							
102	奈良市							奈良県が奈良市域を含め課税したため、市独自での導入は検討していない。
103	川崎市							産業廃棄物の排出抑制、再生利用、減量その他適正な処理に関する施策に要する費用にあて、市の環境に関する基本理念の一つである環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築するため。
104	船橋市							船橋市は平成15年4月に中核市となり産業廃棄物行政を行うようになった。他県市等の事務を参考にしているが、その中で産業廃棄物税も検討課題と認識している。
105	岡崎市							
106	高槻市							過去に検討したことあり 平成12年4月1日施行の「地方分権一括法」により、平成12年5月30日に 自主税源検討会が設置された。 その中で産廃税の議論もあったが、結論として導入には至らなかった。
都道府県		4	3	3	10	13	3	7
政令市		1	0	0	2	7	42	5
全国		5	3	3	12	20	45	12